

ガイドラインの運用状況について(24 年 11 月～25 年 1 月)

2025 年 3 月 7 日

スカパーJSAT (株)

注記) 記載記号について (※): Web 会議サービスでの開催

Ⅱ. 衛星放送の円滑な実施の確保のための事項

1. 衛星放送事業者に対する、プラットフォーム事業者の役務の内容及びその提供条件並びに責任に関する事項の適正化と明確化

(1) プラットフォーム事業者の提供する役務

- ・ 加入の状況、当社が実施した普及促進業務等に関する説明は、11 月 27 日「経営者連絡会」にて行いました。(「資料 4-2」参照)

(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「広告宣伝・販売促進等の考え方や販促計画を始めとする普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、11 月 27 日「経営者連絡会」及び、11 月 29 日 (※)、12 月 20 日 (※)、1 月 31 日 (※)「事業者連絡会」にて行いました。(「資料 4-2」参照)
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、親会を 11 月 8 日、12 月 18 日、1 月 22 日に、施策検討 WG を 11 月 13 日、12 月 13 日、1 月 20 日に行っております。(「資料 5-1.2.3.4」参照)

(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 視聴者の個人情報を適正に取り扱い、運用しております。

(4) 視聴者及び衛星放送事業者への安定的なサービス提供

- ・ 期間内に広範な視聴に影響を及ぼす放送事故及びサービスの瑕疵等については、11 月 19 日にスカパープレミアムサービスにおける一部受信機の視聴不具合(前回報告済み)、1 月 22 日にスカパー 3 サービスでの放送障害がございました。(「資料 4-4」参照)

(5) 衛星放送事業者への役務提供開始・終了及び放送番組の休止・終了

- ・ 期間内に役務提供開始・終了及び放送番組の休止・終了に至った案件はございませんでした。
(「資料 4-3」 参照)

2. 衛星放送事業者に対する適正な取り扱いと関与について

(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

(2) パック・セット組成への関与

- ・ 期間内に パック・セットの新設・変更は ございませんでした。(「資料 4-3」 参照)

(3) プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。
また、これらのコンテンツに関する衛星放送事業者の意見表明のための会議を 11 月 27 日経営者連絡会にて行い、その関連収入と費用の概要、選定方針に基づいた施策の実施進捗を 11 月 13 日普及促進委員会施策検討 WG にて報告しております（「資料 4-2」 参照）

(4) その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き

- ・ 期間内に放送事業者の社名変更、チャンネル名称変更、料金変更がございましたが、ガイドラインに則り適正に運用しております。（「資料 4-3」 参照）

3. 「プラットフォームガイドライン」の適正な運用

(1) 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われていることをチェックするための「社内委員会」を、11 月 29 日（※）、1 月 17 日（書面会議）にて開催いたしました。（「資料 4-5.6」 参照）

以上